

## 令和7年度一般廃棄物処理実施計画

### 1 計画期間、処理計画区域

#### (1) 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

#### (2) 処理計画区域

伊予市全域とする。

### 2 処理する一般廃棄物の種類及び処理量の見込み

- (1) 一般家庭から排出された一般廃棄物及び犬・猫等の死体
- (2) 一般家庭から排出されたし尿及び浄化槽汚泥
- (3) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物
- (4) 処理量の見込み（別表1）

### 3 一般廃棄物の排出抑制、資源化計画

- (1) 分別排出の徹底による資源化の促進
- (2) ごみの排出抑制、資源化に対する意識の啓発
- (3) ごみ減量化・資源化対策事業による減量化、資源化の促進
- (4) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画作成等によるごみの減量、再利用の促進

### 4 一般廃棄物（ごみ）の排出方法及び種類別収集方法

#### (1) 家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）

##### ア ごみ集積所

- (ア) 伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の2第1項に規定するごみ集積所は、伊予市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱（以下「要綱」という。）で定めるところにより、市長が家庭系一般廃棄物を収集することが可能であると確認した場所とする。
- (イ) 管理者等は、ごみ集積所の現地において、看板の設置その他の方法により、その場所がごみ集積所であることを表示するものとする。ただし、対象が可燃ごみ集積所である場合、表示が困難である場合、又は表示の必要がない場合は、この限りでない。
- (ウ) 市長は、ごみ集積所の位置を地図上に明示し、一般の閲覧に供するものとする。
- (エ) (ア)から(ウ)までに定めるもののほか、各ごみ集積所を確認するための手続、その表示方法、その他ごみ集積所に関し必要な事項は要綱において定める。

##### イ 分別種類等

ごみを排出するに当たっては、別表1のとおり分別し、定められた排出方法、排出時間、収集曜日を遵守し、ごみ集積所へ排出する。

ただし、粗大ごみについては、戸別収集とする。なお、日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）は可燃・不燃ごみとも収集しない。

また、ごみ集積所を利用する者は、当該場所の管理者等が定める決まりを遵守し、ごみ置場を清掃するなど清潔に保つよう努めるものとする。

ウ 委託業者

一般廃棄物収集運搬委託業者	一般廃棄物の種類	委託区域
伊予市宮下1200番地1 株式会社エコプロジェクト	可燃ごみ・プラスチック製容器包装・紙類・布類	伊予第1地域 〈八倉、宮下、上野、上三谷、下三谷及び上吾川の一部（白水除く）〉
伊予市宮下1279番地1 株式会社エコカンパニー		伊予第2地域 〈灘町、湊町、米湊の一部（仲ノ町）及び下吾川の一部（鳥ノ木、南新川及び北新川）〉
伊予市森甲825番地1 有限会社伊予環境サービス		伊予第3地域 〈米湊の一部（仲ノ町除く）、上吾川の一部（白水）、下吾川の一部（東新川、池田及び本村）〉
伊予市宮下1279番地1 株式会社エコカンパニー		伊予第4地域 〈上唐川、下唐川、大平上、大平下、平岡、鶴崎、三秋、中村、森、本郡、尾崎、三島町、市場、稻荷〉
伊予市森856番地1 有限会社伊予開発	びん類・かん類・ペットボトル・有害ごみ・燃えないその他ごみ	伊予地域全域
伊予市森856番地1 有限会社伊予開発	可燃ごみ・プラスチック製容器包装・紙類・布類・びん類・かん類・ペットボトル・有害ごみ・燃えないその他ごみ	中山地域全域
伊予市双海町 上灘甲5722番地4 株式会社双海		双海地域全域
伊予市宮下1200番地1 株式会社エコプロジェクト	粗大ごみ	伊予地域 〔郡中地区〕
伊予市双海町 上灘甲5722番地4 株式会社双海		伊予地域 〔南伊予・北山崎・南山崎地区〕
伊予市森856番地1 有限会社伊予開発		中山地域・双海地域全域

※ 種類別収集方法は別表2のとおりとする。

(2) 犬、猫等の死体

民間の霊園に依頼、伊予地区清掃センターへの持ち込み、庭に埋める（衛生上支障のない範囲）などの自己処理を行う。又は、状況により市が有料にて処理する。

(3) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物（事業系一般廃棄物）

分別の徹底及び減量化、資源化を図り、事業者が自ら伊予地区清掃センター等に直接搬入するほか、自ら処理できない場合には、一般廃棄物処理業許可業者が事業者の申込みにより、その都度収集する。

伊予地区清掃センターに搬入できる事業系一般廃棄物は、可燃ごみ、剪定くず等とし、可燃ごみをごみ袋で搬入する際には、無色透明又は白色半透明の袋を使用する。

ただし、これに要する費用は事業者が負担する。

(4) 一時大量ごみ

引越し、大掃除等で一日の排出量が20kgを超えるごみは、再利用、減量化を図るほか、排出者が自ら処理できない場合は、一般廃棄物処理業許可業者が排出者の申込みにより、その都度収集する。ただし、これに要する費用は排出者が負担する。

(5) 排出禁止物

ア 産業廃棄物

建築建設廃材、農業用ビニール等

イ 危険性のあるもの

バッテリー、ガスボンベ類、廃油、塗料、シンナー、農薬、毒薬、劇薬、医療用廃棄物（在宅医療用補液パック類・脱脂綿・ガーゼ類・紙おむつ・残薬を除く）等

ウ 容積・重量が著しく大きく大人1人で収集できないもの

ピアノ、電気温水器、大型家具、風呂のボイラー、流し台、リヤカー、大型金属塊等

エ 有害性のあるもの

毒劇物、溶剤等

オ 処理困難物

タイヤ、スプリングを使用したマットレス等

カ 他の法令等で排出処理が指定されているもの

テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、自動車（部品も含む）、バイク（部品も含む）、消火器

5 一般廃棄物（ごみ）の処分の方法

(1) 可燃ごみ（家庭系・事業系一般廃棄物）

ごみ集積所へ排出された可燃ごみは一般廃棄物収集運搬委託業者が収集、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分する。一般廃棄物処理業許可業者により収集運搬された事業系一般廃棄物のうち、市が認めたものについては伊予地区清掃センター又は松前町不燃物置場を経由し、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分する。

また、伊予地区清掃センターへ直接搬入されたごみについては積替えを行い、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分する。

(2) プラスチック製容器包装、缶類、びん類、ペットボトル、燃えないその他ごみ、布類、紙類、粗大ごみ等は、有限会社伊予開発が選別、整理し資源化を図る。

- (3) 有害ごみ  
乾電池・蛍光灯は、株式会社ジェイ・リライツにおいて選別、整理し資源化を図る。その他の有害ごみは、オオノ開発株式会社において最終処分する。
- (4) 埋立ごみ  
オオノ開発株式会社において最終処分する。
- (5) 廃食用油  
株式会社ダイキアクシス・サステイナブル・パワーにおいてバイオディーゼル燃料化を図る。
- (6) 剪定くず等  
公共施設等の維持管理に伴う大量の剪定くず等については、農業生産法人あぐりにおいて資源化を図る。ただし、これに要する費用は事業者の負担とする。

#### 6 一般廃棄物処理業許可業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者について次のとおり定め、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保する。

- (1) 一般廃棄物を市の指示する種類ごとに分別して収集運搬を行わなければならない。
- (2) 伊予市以外で発生した一般廃棄物を伊予市内に運搬してはならない。ただし、事前協議による確認があるものは除く。
- (3) 一般廃棄物の保管及び積み替えを行ってはならない。
- (4) 事業の全部若しくは一部を廃止する場合は、市長に報告しなければならない。
- (5) 一般廃棄物処理業許可業者一覧表（別表4）

#### 7 一般廃棄物処分業者

法第7条第6項に規定する一般廃棄物の処分を業として行う者については、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保する。

8 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の収集及び処分

(1) 収集

① し尿

一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）許可業者が定期的あるいは使用者の申し込みにより戸別収集し、運搬する。

② 浄化槽汚泥

浄化槽清掃許可業者が、浄化槽清掃時に収集運搬する。

(2) 許可業者

① 一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）許可業者

一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）許可業者		許可区域
有限会社伊予環境保全	伊予市稲荷 7 3 1 番地 1	伊予地域全域
大山衛生社	伊予市中山町佐礼谷第 2 号 2 0 1 番地 2	中山地域全域
有限会社松下衛生社	伊予市双海町串甲 2 8 7 6 番地 1	双海地域全域

② 浄化槽清掃許可業者

し尿・浄化槽汚泥許可業者に同じ。

(3) 処分

伊予地域収集分は、伊予市松前町共立衛生組合塩美園において、中山地域・双海地域収集分は、大洲・喜多衛生事務組合清流園において処分する。

処分先及び処理能力

施設名称	塩美園	清流園
施設所管	伊予市松前町共立衛生組合	大洲・喜多衛生事務組合
所在地	伊予郡松前町大字筒井 1795 番地 10	大洲市米津乙 1 番地の 2
処理方式	膜分離型高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理	標準脱窒素処理方式 + 高度処理
処理能力	68 k L/日 (し尿 50 k L/日、浄化槽汚泥 18 k L/日)	100 k L/日 (し尿 60.4 k L/日、浄化槽汚泥 39.6 k L/日)
汚泥処理	脱水→乾燥→焼却	脱水→乾燥→焼却

焼却灰については、民間業者に委託し処分する。

(別表1)

## 令和7年度における一般廃棄物の処理量の見込み

一般廃棄物の種類		排出方法	見込み量 (t)
燃えるごみ	家庭系	指定有料ごみ袋/450以下 木類は直径(厚さ)15cm、長さ50cm以下に寸断し、ひもで固く縛る。	5,083
	事業系		1,898
びん類		無色透明・白色半透明袋/450以下	192
布類		無色透明・白色半透明袋/450以下	60
かん類		無色透明・白色半透明袋/450以下	114
ペットボトル		無色透明・白色半透明袋/450以下	115
プラスチック製容器包装		無色透明・白色半透明袋/450以下	360
紙類	市収集	ひもで十字に固く縛る。 拠点回収：紙ングハウスに持込み	286
	団体収集		150
有害ごみ		無色透明・白色半透明袋/450以下	7
小型家電		無色透明・白色半透明袋/450以下 拠点回収：専用ボックスに持込み	69
燃えないその他ごみ		無色透明・白色半透明袋/450以下	379
粗大ごみ		そのまま又はひもで固く縛る。 申込み個別収集：5点/回	156
廃食用油		拠点回収：専用ボックスに持込み	1

一般廃棄物の種類	見込み量 (kℓ)
し尿	2,000
浄化槽汚泥	9,600

(別表2)  
種類別収集方法

一般廃棄物の種類	具体例	排出場所	排出時間	収集曜日
燃えるごみ	生ごみ、木類、リサイクルできない紙等	燃えるごみ集積所	収集当日の 8時30分 までに	別表3 地区別収集曜日一覧表
びん類	飲料、食用品のびん等	燃えないごみ集積所		
布類	衣服、毛布、シーツ等	燃えないごみ集積所		
かん類	アルミ缶、スチール缶など食用品かん類	燃えないごみ集積所		
ペットボトル	リサイクルマークの食品用ペットボトル	燃えないごみ集積所		
紙類	新聞紙、雑誌、段ボール類、紙パック類	燃えないごみ集積所		
有害ごみ	乾電池、水銀体温計、蛍光灯	燃えないごみ集積所		
燃えない その他ごみ	陶磁器類、金属類、硬化プラスチック類、小型家電製品、ガラス類、スプレー缶等	燃えないごみ集積所		
プラスチック製 容器包装	ボトル類、カップ・パック類、トレイ類、ラベル・フィルム類、キャップ類等	燃えるごみ集積所		
粗大ごみ	電気・ガス・石油器具類、生活雑貨・家具・寝具類、乗り物・遊具類、スポーツ用品類等	戸別		

(別表3)  
地区別収集曜日一覧表  
伊予地域

番号	地区	燃えるごみ	びん類	布類	かん類	紙類	ペットボトル・有害ごみ・燃えないその他ごみ	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
1	灘町	月・金	第1水	第2水	第2・4水	第4水	第3・5水	水	(年6回戸別収集 (申込ハガキ利用))
2	米湊	月・金	第1水	第2水	第2・4水	第4水	第3・5水	水	
3	鳥ノ木	月・金	第1火	第2火	第2・4火	第4火	第3・5火	水	
4	上吾川(白糠線)	月・金	第1水	第2水	第2・4水	第4水	第3・5水	水	
5	南山崎地区	月・金	第1火	第2火	第2・4火	第4火	第3・5火	水	
6	北山崎地区	月・金	第1土	第2土	第2・4土	第4土	第3・5土	水	
7	湊町	火・土	第1木	第2木	第2・4木	第4木	第3・5木	木	
8	白水	火・土	第1木	第2木	第2・4木	第4木	第3・5木	木	
9	下吾川(黒糠線)	火・土	第1木	第2木	第2・4木	第4木	第3・5木	木	
10	南伊予地区	火・土	第1金	第2金	第2・4金	第4金	第3・5金	木	

※令和7年12月29日：番号7～10のプラスチック製容器包装を収集

※令和7年12月30日：番号1～6のプラスチック製容器包装を収集

※令和8年1月8日：番号7・8・9のびん類を収集

※令和8年1月9日：番号10のびん類を収集

※令和8年1月10日：番号6のびん類を収集

中山地域

番号	地区	燃えるごみ	びん類・かん類・有害ごみ・燃えないその他ごみ	布類	紙類	ペットボトル	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
1	上長沢	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	(年6回戸別収集 (申込ハガキ利用))
2	下長沢	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
3	長沢団地	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
4	榎峠	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
5	竹之内	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
6	日浦	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
7	影浦	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
8	障子ヶ谷	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
9	坪之内	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
10	村中	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
11	山口	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
12	中替地	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
13	柿谷	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
14	安別当	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
15	梅之木	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
16	源氏	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
17	赤海	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
18	犬寄	水・土	第2土	第1月	第4月	第1月	火	
19	泉町一	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
20	泉町二	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
21	泉町三	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
22	泉町四	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
23	福元	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
24	高岡	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
25	柚之木	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	
26	重藤	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木	

27	永木	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木
28	福住	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木
29	梅原	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木
30	平村	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木
31	添賀	水・土	第3土	第2月	第4月	第2月	木
32	豊岡一	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
33	豊岡二	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
34	東町	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
35	門前	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
36	坪井	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
37	小池	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
38	大矢	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
39	野中	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
40	影之浦	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
41	栃谷	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
42	日南登	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
43	漆	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
44	福岡	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
45	平沢	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
46	栗田二	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金
47	栗田三	水・土	第4土	第3月	第4月	第3月	金

※令和7年12月29日：番号1～47の燃えるごみを収集

※令和7年12月30日：番号19～47のプラスチック製容器包装を収集

※令和8年1月5日：番号1～47の燃えるごみを収集

## 双海地域

番号	地区	燃えるごみ	びん類・かん類・有害ごみ・燃えないその他ごみ	布類	紙類	ペットボトル	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
1	粒野	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	年6回戸別収集（申込ハガキ利用）
2	犬寄	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	
3	高見	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	
4	東峰	月・金	第4火	第2土	第2土	第4金	水	
5	両谷	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
6	久保	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
7	三島	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
8	岡	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
9	日尾野	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
10	大栄	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
11	奥大栄	月・金	第4水	第2土	第2土	第4金	水	
12	灘町	月・金	第3水	第2土	第2土	第4金	水	
13	小網	月・金	第3木	第2土	第2土	第4金	水	
14	城ノ下	月・金	第3木	第2土	第2土	第4金	水	
15	高野川	月・金	第3木	第2土	第2土	第4金	水	
16	本郷	火・土	第4木	第1土	第1土	第3金	木	
17	塩屋	火・土	第4木	第1土	第1土	第3金	木	
18	唐崎	火・土	第4木	第1土	第1土	第3金	木	
19	下灘地区 (上浜・下浜を除く)	火・土	第2水	第1土	第1土	第3金	木	
20	上浜・下浜	火・土	第2木	第1土	第1土	第3金	木	

※令和7年12月29日：番号16～20のプラスチック製容器包装を収集

※令和7年12月30日：番号1～15のプラスチック製容器包装を収集

※令和8年1月10日：番号19・20の布類・紙類を収集

(別表4)  
一般廃棄物処理業許可業者一覧表 (収集運搬)

令和7年4月1日現在

名 称	住 所	電話番号
岡井産業	伊予市大平乙215番地11	089-983-0250
有限会社伊予環境サービス	伊予市森甲825番地1	089-983-0358
有限会社伊予開発	伊予市森856番地1	089-983-3325
有限会社松下造園	伊予市森甲1102番地	089-983-1895
有限会社伊予環境保全	伊予市稲荷731番地1	089-982-2587
公益社団法人伊予市シルバー人材センター	伊予市灘町363番地	089-946-7377
株式会社伊予ブルドーザー建設	伊予市下吾川947番地の1	089-982-0111
有限会社横山商店	伊予市下吾川1395番地1	089-982-0668
平岡商店	伊予市下吾川1568番地の2	089-982-1582
渡邊建設株式会社	伊予市上野1445番地	089-982-1373
株式会社エコプロジェクト	伊予市宮下1305番地	089-946-7077
株式会社エコカンパニー	伊予市宮下1255番地1	089-989-7771
株式会社双海	伊予市双海町上灘甲5722番地4	089-986-0045
愛媛リサイクル産業	伊予市双海町高岸甲959番地6	089-986-0802
松前公益商會有限会社	伊予郡松前町大字北川原1083番地	089-984-9845
岸化学油脂株式会社	東温市西岡甲32番地2	089-968-6410
株式会社西村商事	松山市三番町一丁目11番地3	089-946-4222
株式会社游亀	松山市南江戸二丁目660番地1	089-946-3040
株式会社みずほ工業	松山市平和通六丁目3番地4	089-984-9125
資源リサイクル工業株式会社	松山市東野一丁目10番7号	089-977-6883
西原資源株式会社	松山市市坪北一丁目16番13号	089-905-7810
愛媛故繊維再生株式会社	松山市日の出町10番55号	089-943-0443
エコフィスジャパン株式会社	松山市大山寺町1086番地2	089-908-5383
株式会社たかだ引越センター	松山市水産町1238番地1	089-975-3333
株式会社カネシロ	松山市空港通五丁目7番2号	089-973-2480
オオノ開発株式会社	松山市北梅本町甲184番地	089-976-1234
四建環境株式会社	松山市来住町1309番地2	089-958-4501
株式会社長崎商事	松山市来住町1482番地1	089-956-1711
有限会社アーク開発	松山市南高井町876番地	089-976-6363
有限会社ワタナベクリーン	松山市森松町820番地	089-983-0898
株式会社松山環境サービス	松山市東方町甲2145番地2	089-963-4138
有限会社エコハイランド	松山市平田町10番地	089-978-2580
旭東商事株式会社	松山市平田町11番地1	089-989-3750
株式会社ロイヤルアイゼン	松山市東長戸一丁目3番22号	089-924-8583
有限会社イー・エー・エス・イー	松山市久万ノ台948番地1	089-927-7283
古川資源リサイクル株式会社	松山市北吉田町1028番地4	089-965-1160
株式会社トラッシュソリューションズ	松山市南吉田町2510番地1	089-971-1936
有限会社遠藤商事	松山市南吉田町2570番地1	089-972-5566
有限会社モリ産	松山市福角町甲628番地1	089-979-5225
東洋容器有限会社	松山市福角町甲1078番地1	089-922-1175
株式会社パブリック (松山支店)	松山市南吉田町2369番地1	089-974-9450
有限会社セトル	伊予市下吾川1146番地3	089-961-4599

一般廃棄物処理業許可業者一覧表 (処分)

名 称	住 所	電話番号
有限会社伊予開発	伊予市森856番地1	089-983-3325